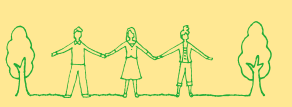




熊本地震被災者支援のお知らせ



被災者生活再建支援金の申請期限が迫っています

平成28年熊本地震により、お住まいだった住宅が全壊・大規模半壊の被害を受けた世帯及び半壊（大規模半壊含む）でやむを得ない事由により解体した世帯（※1）に基礎支援金37.5万円～100万円が支給されます。さらに、上記世帯が住宅を再建する場合、その再建方法に応じて加算支援金37.5万円～200万円（※2）が追加で支給されます。申請していない場合は、お早めにお手続きください。

※1 被災時に賃貸物件に入居されていた方も支給対象です。※2 公営住宅等は対象となりません。

申請期限	基礎支援金	2019年(平成31年)5月13日
	加算支援金	2019年(平成31年)5月13日
申請窓口	各区総合相談窓口	
受付時間	月～金曜日(祝日除く)9時～16時	

☎ 各区地域支え合いセンター	中央区 ☎096-328-2105
東区 ☎096-367-9267	西区 ☎096-329-2829
南区 ☎096-357-4757	北区 ☎096-272-1972

司法書士による法律相談

熊本県司法書士会による相談会を毎週水曜日に各区で開催しています。日々の生活の中に生じるどんなお悩みもお気軽にご相談ください。

- 例えば…
- (賃貸)みなし仮設住宅の契約の切り替えについて不安がある。
 - (登記)新たな住宅ローンを組もうとしたら古い抵当権が付いていた。
 - (成年後見)一人暮らしの親に認知症の疑いがある。訪問販売の被害にあっていないか心配。
 - (相続)家を建て替えるのに土地の相続登記が終わっていない。 など

日時 毎週水曜日(祝日除く)13時～16時(面談相談、予約不要、相談無料)

場所	中央区役所	1階北側エレベーター横
	東区役所	2階エレベーター前
	西区役所	1階まちづくりルーム
	南区役所	2階地域整備室前
	北区役所	3階大会議室前



☎ 熊本県司法書士会 ☎096-364-2889

各区で「住まいの相談窓口」を開設します！

仮設住宅などにお住まいの方が、1日も早く住まいの再建ができるよう各世帯に寄り添った「伴走型住まい確保支援」を行っています。伴走型住まい確保支援室（市役所13階）による相談窓口を、各区役所において下記の日程で開設しますので、この機会にぜひご相談ください。

- 主な相談内容
- 賃貸住宅を探したい
 - 中古住宅を購入したい
 - 被災家屋解体後の土地売却や利活用の相談 など

相談日及び場所 ※お住まいの区以外でも相談できます。

区	相談日		場 所
	10月	11月	
中央区	10月5日(金)	11月5日(月)	市役所 13階 伴走型住まい確保支援室
東 区	10月24日(水)	11月21日(水)	東区役所 1階 ロビー
西 区	10月30日(火)	11月26日(月)	西区役所 1階 103会議室
南 区	10月18日(木)	11月13日(火)	南区役所 2階 B会議室
北 区	10月12日(金)	11月9日(金)	北区役所 3階 大会議室

相談時間 9時～16時

※事前予約が必要です。下記お問い合わせ先へご連絡ください。
※上記の相談日以外については、市役所13階「伴走型住まい確保支援室」で相談できます。

☎ 伴走型住まい確保支援室 ☎096-328-2983
相談時間 月～金曜日(祝日除く)9時～17時

～熊本地震から2年半～ 熊本の今を伝える「震災復興パネル展」(観覧無料)

熊本地震から2年半が経過しようとしています。熊本地震の被害を振り返るとともに、熊本市の今、そして未来に向けた取組みを紹介する「震災復興パネル展」を開催します。

期間 10月9日(火)～10月26日(金)土日祝日除く
場所 市役所1階ロビー(正面玄関横)



☎ 復興総室 ☎096-328-2971

熊本地震に係る固定資産税等の特例措置についてお知らせします

熊本地震により被災した家屋または償却資産に代わるものとして取得した資産に対する固定資産税・都市計画税について、次の特例措置が設けられています。

【被災代替家屋に係る固定資産税等の特例】

①減額適用対象者

下記のいずれかに該当する方

- (1)被災家屋の所有者
- (2)(1)の者の相続人
- (3)(1)の者の三親等内の親族で(1)と代替家屋に同居する者
- (4)(1)の者に合併が生じたときの合併後に存続する法人又は合併により設立された法人等



②被災家屋の要件

下記のすべての要件を満たしている家屋

- (1)平成28年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋で、り災証明書の判定が「半壊」以上であること
- (2)取り壊し又は売却等の処分がなされていること

③代替(特例適用対象)家屋の要件

被災家屋に代わるものとして取得した家屋
(原則として、種類(用途)又は使用目的が同一であるもの)



④取得期間

平成28年4月14日から平成33年3月31日に取得(中古含む)されたもの

⑤減額対象範囲

代替家屋を取得した翌年から4年度分に関し、滅失・損壊した家屋(原則として、り災判定が「半壊」以上のもの)の床面積相当分の固定資産税・都市計画税の税額を2分の1に減額します。

熊本市のホームページに手続きのご案内と申請様式を掲載しております。

【被災代替償却資産に係る固定資産税の特例】

①減額適用対象者 下記のいずれかに該当する方

- (1)被災償却資産の所有者
- (2)(1)の者の相続人
- (3)(1)の者に合併が生じたときの合併後に存続する法人又は合併により設立された法人等



②特例措置の対象となる資産

- (1)代替償却資産(熊本地震の被災により滅失し、又は損壊した償却資産の代替えとして取得した資産) ※原則として、次の要件を満たすものをいいます。
 - 被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの。
 - 代替えされることとなる被災償却資産が、代替償却資産に対し、最初に固定資産税を課されることとなった年度において、償却資産課税台帳上、登録されていない(除却又は売却等の処分がなされている)ものであること。
- (2)熊本地震の被災により、被災償却資産を復旧し、又は補強等を行った場合における改良費(資本的支出)に該当するもの

③取得期間

平成28年4月14日から平成33年3月31日までの間に取得(又は改良)されたもの

④減額対象範囲

取得(又は改良)の翌年から4年度分に関し、課税標準額を2分の1に軽減します。(地方税法第349条の3の4以外の条項により課税標準の特例措置が適用される場合には、それらが重ねて適用されます。)

申請・お問い合わせ窓口

〔家屋について〕各区税務課
〔償却資産について〕課税管理課

中央区 ☎096-328-2181 東区 ☎096-367-9138 西区 ☎096-329-1174
南区 ☎096-357-4143 北区 ☎096-272-1114
償却資産班 ☎096-328-2195